

生活文化スポーツ局附属機関

	名 称 〔主管課〕	根拠法令	設置目的
1	東京都公益認定等審議会 〔都民生活部管理法人課〕	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等	公益認定等に関して知事からの諮問を受けて、基準の充足状況を調査審議し、答申する。
2	東京都男女平等参画審議会 〔都民生活部男女平等参画課〕	東京都男女平等参画基本条例	行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
3	東京都青少年問題協議会 〔都民安全推進部若年支援課〕	地方青少年問題協議会法及び東京都青少年問題協議会条例	青少年の総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議すること及び関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申する。
4	東京都青少年健全育成審議会 〔都民安全推進部若年支援課〕	東京都青少年の健全な育成に関する条例	知事が優良な図書類等を推奨し、または不健全な図書類等を指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするとき意見を聴く機関
5	東京都子供・若者支援協議会 〔都民安全推進部若年支援課〕	子ども・若者育成支援推進法	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関との連携、調査研究、広報啓発等の推進を図る。
6	東京都交通安全対策会議 〔都民安全推進部総合推進課〕	交通安全対策基本法	法 16 条第 2 項の規定に基づき東京都交通安全計画を作成し、及びその実施を推進するほか、都域内の陸上交通に関する施策・企画の審議及び当該施策の実施を推進する。
7	東京都消費生活対策審議会 〔消費生活部企画調整課〕	東京都消費生活条例	都民の消費生活の安定・向上に関する基本的事項を調査審議する。
8	東京都消費者被害救済委員会 〔消費生活総合センター活動推進課〕	東京都消費生活条例	消費生活総合センター等に申出があった事件のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある紛争について、その公正かつ速やかな解決を図るため、あつせん、調停等を行う。
9	東京都私立学校助成審議会 〔私学部私学振興課〕	東京都私立学校助成審議会条例	東京都が学校法人に対して行う助成の適正化及び効率化を図る。
10	東京都私立学校審議会 〔私学部私学行政課〕	私立学校法	私立学校の設置認可等に関する知事の諮問に応じて審議を行う。また、私立学校に関する重要な事項について知事に建議する。

	名 称 〔主管課〕	根拠法令	設置目的
11	東京芸術文化評議会 〔文化振興部企画調整課〕	東京都文化振興 条例	文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議する。
12	東京都スポーツ振興審議会 〔スポーツ総合推進部企画調整課〕	スポーツ基本法 及び東京都スポーツ振興審議会 に関する条例	東京都におけるスポーツ振興施策を、総合的、体系的に推進するため、スポーツに関する重要事項について調査・審議する。